概要

審査請求人(以下「請求人」という。)に残存する障害は、障害等級第7級に該当するとして、障害等級第10級として認定した原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は勤務先の現場において解体作業に従事していたところ、誤って3メートル下の地面に転落し負傷した。負傷後、○病院を受診し「第3胸椎圧迫骨折、右踵骨骨折」と診断され、加療の結果、平成○年○月○日に治ゆとなった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者 災害補償保険法施行規則(昭和 30 年労働省令第 22 号)別表第1に定める障害等級(以下 「障害等級」という。)第 10 級に該当するとして、同等級に応じる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

今回の負傷により腰痛がひどく歩行が困難となっている。年齢のせいもあるかもしれないが、もっと上位の等級に該当するものと思う。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

- (1) 外見上、特記すべき事項は認められず、エックス線写真上、第3腰椎圧迫骨折後及び右 踵骨骨折後の像をそれぞれ認めるが、骨癒合は得られている。
- (2) 機能障害について、右足関節は軽度の可動域制限を認めたが、健側と比較して4分の3 以下には制限されていない。
- (3) 神経症状について、体幹屈曲時に腰背部痛が認められるが、第3腰椎圧迫骨折に通常派生するものとして、上位等級であるせき柱の変形障害により評価することとなる。右足部の疼痛については負傷部位から、神経症状の程度はがん固なものと認められる。
- (4) 以上より、せき柱の変形障害として「せき柱に変形を残すもの」(障害等級第 11 級の 5)、 右足部の神経症状として「局部にがん固な神経症状を残すもの」(障害等級第 12 級の 12) に各々相当するものと判断し、本件障害の障害等級を併合第 10 級と決定したものである。

4 審査官の判断

(1) 請求人に残存する障害

ア 第3腰椎圧迫骨折に係る障害について

変形障害について、地方労災医員は意見書で「エックス線写真をみると、腰椎側面像において第3腰椎は楔状変形を呈しており、50%以上の椎体高の減少をみる。骨癒合については完成している。」と述べていることから、「せき柱に中程度の変形を残すもの」(障害等

級第8級を準用)と判断するのが妥当である。

神経症状について、請求人の自訴及び主治医の医証から、変形治癒した受傷部位に、「ほとんど常時疼痛を残すもの」(障害等級第 14 級の 9) ないしその上位等級である「頑固な神経症状を残すもの」(第 12 級の 12) 相当の神経症状が残存したと認められる。

1の身体障害に他の身体障害が通常派生する関係にある場合には、いずれか上位の等級をもって、当該障害の等級とすることから、第3腰椎圧迫骨折に係る障害の程度は障害等級第8級となる。

イ 右踵骨骨折に係る障害について

機能障害について、右足関節の可動域は、障害診断書上及び監督署職員の測定において、 健側の4分の3以下には制限されていないと認められ、障害等級表上の障害等級には該当 しない。

神経症状について、請求人の自訴、主治医及び地方労災医員の医証から、請求人の右下 肢に残存する神経症状は障害等級表上の「局部にがん固な神経症状を残すもの」(障害等級 第12級の12)に該当すると認められる。

(2) 結論

以上から、請求人に残存する障害の程度は、併合の方法を用いて準用等級を定めると、 障害等級第7級に相当すると判断される。

したがって、監督署長が請求人に対して行った障害等級第 10 級に応じる障害補償給付を 支給するとした旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。